

平成28年度第5回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：平成28年6月6日

担当部・課：建設部 建築指導課〔内線5672〕

① 件名
建築基準法に基づく特定建築物の定期報告等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景】</b> 従来、劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場等の不特定多数の人々が利用する建築物・建築設備の定期報告等については、建築基準法で定められた一定の建築物等のうち、特定行政庁が特定建築物として指定し実施されていたが、特定行政庁で指定していない建築物等で火災や事故が多発した経緯がある。</p> <p>こうしたことから、不特定多数の人々が利用し、特に安全性を確保する必要がある建築物等の適正な維持・管理を図るため、建築基準法、同法施行令の改正に伴い、石巻市建築基準法施行細則を改正し、一律に特定建築物の定期報告を義務付け、定期調査・検査の対象にするなど定期報告制度の見直しを行った。</p>
<p><b>【目的】</b> 不特定多数の人々が利用し、特に安全性を確保する必要がある特定建築物について、定期報告、定期調査・検査を一律に実施し、適正な維持・管理及び安全性の確保を図るものである。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b> 建築基準法（昭和25年法律第201号） 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） 宮城県建築基準条例（昭和35年条例第24号） 宮城県建築基準法施行細則（昭和46年規則第21号） 石巻市建築基準等に関する条例（平成17年条例第269号） 石巻市建築基準法施行細則（平成17年規則第211号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第6節 日常の身近な安全性を高める 3 安全・安心な暮らしを確保する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成26年6月 4日 建築基準法の一部を改正する法律公布（平成26年法律第54号） 平成28年1月15日 建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令及び建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令公布（平成28年政令第6号） 平成28年6月 1日 建築基準法等の改正に伴う特定建築物の定期報告制度施行 石巻市建築基準法施行細則の一部を改正する規則施行</p>

⑤ 主な内容																																
<p>1 特定建築物に係る定期報告制度の主な改正点について  定期報告制度の見直しを行い、定期調査・検査等の対象が追加された</p> <p>(1) 特定建築物（不特定多数の方々を利用し、特に安全性を確保する必要がある建築物、建築設備及び防火設備）は、法令により一律に定期報告を義務付け、定期調査・検査の対象とする。  なお、特定建築物については地域の実情に応じて、特定行政庁が追加で指定可能。</p> <p>(2) 火災時に煙や熱を感知して閉まる随時閉鎖式防火設備を新たに定期調査・検査の対象とする。  ※従前は特定建築物の付帯設備として取り扱われ調査していたものが項目化された。</p> <p>(3) 小荷物専用昇降機は、設置されている建築物の用途や規模にかかわらず、定期調査・検査の対象とする。ただし、住戸内のみを昇降する昇降機は定期調査・検査の対象外とする。</p> <p>※建築基準法及び同法施行令の上記内容の改正に伴い、石巻市建築基準法施行細則の一部を改正した。（法令の改正内容に合わせた条文整理等）</p>																																
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）																																
<p>建築基準法等の改正に基づく特定建築物の定期報告、定期調査・検査を一律に実施することにより、適正な維持・管理、安全性の確保が図られる。</p>																																
⑦ 他の自治体の政策との比較検討																																
<p>県内における本市以外の特定行政庁（宮城県、仙台市、塩竈市、大崎市）でも、本市と同様に建築基準法施行細則の一部を改正することとしている。</p>																																
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日																																
<p>平成28年6月1日～特定建築物の定期報告、定期調査・検査の実施</p> <p>【定期報告の時期】 報告年：3年に1回  期 間：各用途区分に応じて定めた時期</p>																																
⑨ その他																																
<p>【定期報告の対象となる特定建築物（民間施設）】 (H28.3.31現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>用 途</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>劇場、映画館、演芸場、観覧者(屋外観覧場を除く。)、公会堂及び集会場</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>病院及び診療所(患者の収容施設があるものに限る。)</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ホテル及び旅館</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>下宿、共同住宅及び寄宿舎</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>児童福祉施設等</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>体育館、博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店及び物品販売業を営む店舗</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>学校及び事務所その他これらに類するもの</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>139</td> </tr> </tbody> </table>			区分	用 途	施設数	1	劇場、映画館、演芸場、観覧者(屋外観覧場を除く。)、公会堂及び集会場	5	2	病院及び診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	17	3	ホテル及び旅館	31	4	下宿、共同住宅及び寄宿舎	39	5	児童福祉施設等	26	6	体育館、博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場	0	7	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店及び物品販売業を営む店舗	19	8	学校及び事務所その他これらに類するもの	2	合 計		139
区分	用 途	施設数																														
1	劇場、映画館、演芸場、観覧者(屋外観覧場を除く。)、公会堂及び集会場	5																														
2	病院及び診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	17																														
3	ホテル及び旅館	31																														
4	下宿、共同住宅及び寄宿舎	39																														
5	児童福祉施設等	26																														
6	体育館、博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場	0																														
7	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店及び物品販売業を営む店舗	19																														
8	学校及び事務所その他これらに類するもの	2																														
合 計		139																														